

## 市役所ターミナルバス待合室情報案内映像ディスプレイ整備業務委託仕様書

### 1. 募集内容

#### (1) 事業名称

市役所ターミナルバス待合室情報案内映像ディスプレイ整備業務

#### (2) 事業内容

市役所ターミナルのバス待合室に、情報案内映像ディスプレイを整備する。この映像ディスプレイを整備する者（以下、事業者という。）は、市が別に用意する他システムから配信される映像（バスの時刻表情報等）を映像ディスプレイに放映する。また事業者は、映像配信を行うためのシステムの構築（現に存在しているシステムの改修利用を含む。）や維持管理を行う。映像ディスプレイ等導入するもの一切に係る設置費用、電気料金、通信費用等のコストについては、事業者の負担とするが、映像ディスプレイとは別に自動販売機、広告枠等の併設を可能とし、その売上げを映像ディスプレイに係るコストに充てることができるものとする。

#### (3) 設置場所

市役所ターミナル バス待合室（待合室面積：約35㎡） ※別紙参照

#### (4) 設置日・期間等

ア. 令和7年4月1日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。

イ. バス待合室での設置期間は、令和12年3月31日までとする。

### 2. 業務範囲

バス情報案内映像ディスプレイ整備業務の範囲は、映像ディスプレイの用意及び設置、映像配信のためのシステム開発及び各種付帯作業一式とする。また、バス時刻表等の配信にあたり、他システムから取得する情報をもとに映像等を配信することとなるため、連携に必要なハードウェア、ソフトウェア設定及びそれに係る物品等は、本仕様書による業務範囲である。

#### (1) 開発等業務

ア. 映像ディスプレイの設置（必要に応じた設計、組み立て、設置、テスト、研修等）に必要な本番稼働までの全ての工程及び作業等を行うこと。

イ. 時刻表については、別途業務により整備される「情報案内システム」と連携して取得し、即時にディスプレイに表示できるよう調査、調整のうえ実施すること。なお、時刻表情報の取得は5秒間隔を予定している。

ウ. 各工程の計画、詳細設計書等成果を示すドキュメントを作成すること。

エ. 整備を進めていく上で必要となる関係部署、関係機関との調整用資料や調査用資料等の作成、調査結果の取りまとめや分析等を必要に応じて行うこと。

オ. 検収にあたっての試験環境は受託業者が用意すること。

カ. 本番稼働前には、本市と運用計画の共有を図ること。

## (2) 機器等の導入

ア. 「5 (1) 映像ディスプレイ」に記載した条件にかなったハードウェアを選定し、本市が指定する場所へ1基以上設置すること。また、それに伴って必然的に必要になる物品(ケーブルや接続部品等)については、本仕様書の記載の有無に関わらず整備すること。

イ. 全てのハードウェア及びソフトウェアについて導入・設定を行い、正常に動作することを確認すること。

ウ. 各ネットワーク機器の設定情報を設計し、設定と動作確認を行うこと。

エ. 各機器のケーブル(電源ケーブル、LANケーブル等)の接続を行うこと。

オ. 映像ディスプレイが正常に動作可能であることを検証し、機能が正常に動作することを検証すること。また、本市が動作検証を実施するための動作確認手順書を作成すること。

## (3) 維持管理

事業者は、映像ディスプレイ及びそれに付随する接続機器を善良なる管理者の注意義務をもって、管理するものとする。

## (4) 研修

システム担当職員に対して研修を実施すること。

## 3. 映像ディスプレイにおける情報配信の内容

(1) 平常時は本市が提供する次の行政情報等を配信すること。

ア. 萬代橋ライン及び郊外路線バスの時刻表情報

イ. 萬代橋ライン及び郊外路線バスに係るお知らせ

ウ. その他、本市が必要と認めた情報(自治体情報、鉄道情報等)

(2) 災害時においては、次の情報を配信できること。

ア. 緊急地震速報(設置場所の住所での予測震度4.0以上の場合)

イ. 大津波警報(新潟県上中下域に発令された場合)

## 4. 映像ディスプレイにおける機能要件

(1) コンテンツ管理

ア. 情報コンテンツがいつ表示されたかのログ(オンエアログ)が確認できること。

イ. 情報コンテンツが表示されなかった場合のログ(エラーログ)が確認できること。

(2) コンテンツ表示

ア. 動画表示

a. 動画表示は16:9, 4:3の両方のアスペクト比のコンテンツに対応できるこ

と。

イ. 静止画表示

- a. J P E G, G I F, H T M L 等の形式に対応できること。
- b. タイトル, コメントが入力可能で、表示・非表示ができること。
- c. 静止画の切り替え表示の際、フェード等、切り替え時の視覚的効果が可能であること。
- d. 静止画に連動した音声情報を出力できること。

ウ. 文字情報表示

- a. 文字情報の入力が容易であること。
- b. 文字情報はスクロール機能等により全体が表示可能であること。

(3) コンテンツ表示 (災害時)

3 (2) に示す災害時の情報については、以下の表示が可能であること。

ア. 緊急情報

a. 気象庁の高度利用者向け情報サーバーを利用し、緊急地震速報及び大津波警報の発報を受けて割込み画面表示ができること。

b. 緊急地震速報及び大津波警報発令時は、その情報と連動してアラート音声の発報を行えること。

イ. 緊急文字情報表示

災害時には、本市が提供する緊急情報を文字テロップとして画面に常時表示することができること。

5. 映像ディスプレイにおける本体の構造、設置等

(1) 映像ディスプレイ (以下の規格を最低限満足するものであること)

- ア. 画面サイズ：47インチ
- イ. 画素数：1920×1080
- ウ. コントラスト比：800：1
- エ. 輝度：700cd
- オ. 最大表示色：約1600万色

(2) 設置

ア. 映像ディスプレイは壁面等になるべく負担の少ない方法で、確実に固定するとともに、地震等その他いかなるときも、転倒や落下をしないよう、十分な対策措置を講じて設置すること。なお設置期間中に、万一事故等が発生した場合は、受託業者の責任において解決すること。

イ. 設置場所 (バス待合室内) における、温度及び湿度の変化並びに風雨雪の吹き込み等の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。

ウ. 鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他バスの利用者等に危険を生じさせ

ることがない構造とすること。

(3) 電源

ア. 電源については、投入と遮断が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。

イ. バッテリーはリン酸鉄リチウムイオンバッテリーを搭載（モニターと一体、分離は問わない。）し、電源供給が寸断されても最低10時間は情報配信が可能となる容量を備えたものであること。また、ディスプレイが大型化した場合は、バッテリー容量も増やすこと。

(4) 保守

ア. 保守時間

本市の開庁日、開庁時間内とする。

イ. 機器保守

a. デジタルサイネージ機器の故障、破損等が発生したときには、事業者は速やかに修理または交換等を行い、また、常に完全な機能を発揮するための保守点検を行うこと。

b. 機器保守に関する費用は全て事業者の負担とする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

ウ. 保守監視

デジタルサイネージ稼働時間内は、システム稼働状況を監視することができ、障害発生時には30分以内に一次連絡を行うこと。また、障害原因が不明な場合は、障害発生時から3時間以内に現地に到着できること。

エ. バックアップ処理

毎日バックアップを行い、異常時には前日の状態へ戻すこと。

オ. 問い合わせ窓口

設定変更、障害発生時等に関する問い合わせ窓口を用意し、本市の開庁日、開庁時間内に、メール・電話による問い合わせが可能なこと。

6. 映像ディスプレイにおける経費負担等

(1) 本事業に関する一切の費用（製作設置・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担することとする。

(2) 使用する電気料等の納付方法については、契約後、本市と協議のうえ決定する。

(3) 納入された電気料等は返還しない。ただし、本市の責めに帰すべき理由がある場合は、別途協議するものとする。

(4) 合理的な理由により、映像ディスプレイ等の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。

## 7. Wi-Fi通信

事業者は、本市の一切の費用負担がなく、待合室内にWi-Fiスポットを整備し、適切な維持管理を行う。Wi-Fiスポットの使用について、同時接続数は40人以上、通信最高速度は54Mbps以上を可能とすること。

## 8. 【参考】自動販売機（自動販売機の併設を提案する場合）

### （1）自動販売機の仕様

環境マネジメントシステムにより、環境負荷軽減のための省エネルギー対策を実施している。設置する自動販売機は、環境負荷軽減等の観点から、以下の項目を満たすこと。

幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)	使用可能面積 (㎡)
1,400以下	750以下	1,850以下	1以下

【注意】上記各寸法は上限値であり、放熱余地部分及び空き容器回収ボックス設置部分、子メータ設置部分等を含む。上限値を超える場合は協議による。

#### ア. 環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、ノンフロン型の機器を設置すること。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器を設置すること。

#### イ. ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

### （2）自動販売機の設置・管理・運営について

自動販売機の設置・管理・運営にあたっては、以下に記載する事項を遵守すること。

#### ア. 安全対策

自動販売機の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じること。

- a. 設置にあたっては、「自動販売機—据付基準」（JIS B 8562）及び「自動販売機の屋内据付基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会）を遵守すること。ただし、設置箇所の躯体に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- b. 販売物品の安全性確保のため、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」（日本自動販売協会、日本自動販売機工業会）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を期すること。
- c. 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自

動販売機を設置すること。また、屋内設置ではあるが、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）等を参考とし、犯罪防止に努めること。

#### イ. 販売品

- a. 販売品は、飲料水のみとし、煙草・アルコール類の販売は認めない。
- b. 販売価格は、定価（標準小売価格）から10円以上割り引いた価格とすることが望ましい。

#### ウ. 商品補充・変更・消費期限の確認

事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認及び管理を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、事業者の責任において誠実に対応すること。

#### エ. 売上金の回収及び釣銭の補充

事業者において、売上金の回収及び釣銭の補充を行うこと。ただし、回収時間は待合室が解放されている時間内のうち、待合室の利用者が比較的少ない時間とし、詳細については、本市と協議のうえ決定するものとする。

#### オ. 故障時の対応

自動販売機に故障が発生した場合、事業者において、速やかに保守員を派遣し対応すること。また、保守業務は随時行い、自動販売機の機能維持に努めること。なお、設置する自動販売機に対しては、故障時等の連絡先を明記すること。

#### カ. 使用済み容器の回収

事業者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めること。

- a. 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置及び維持に係る費用は、事業者の負担とする。
- b. 回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保すること。
- c. 使用済み容器の回収は、事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。
- d. 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

#### (3) その他

- ア. 破損、汚損についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- イ. 自動販売機の撤去時には原状回復すること。

## 9. 【参考】広告（広告枠の併設を提案する場合）

### （1）広告枠

- ア. 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。
- イ. 広告枠が極端に大きくなるようにすること。大きさについては、提案による（映像ディスプレイによる提案も可能とする。）。
- ウ. 広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。

### （2）広告の内容審査について

- ア. 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- イ. 広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

### （3）広告内容の責任について

- ア. 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。
- イ. 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- ウ. 本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。
- エ. 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

## 10. その他

- （1）この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。



市役所第一分館

待合室・トイレ

ディスプレイ等設置位置



